

長浜市「介護予防・日常生活支援総合事業」のご案内

1. 総合事業について

「介護予防・日常生活支援総合事業」（総合事業）は、介護保険法に基づき、65 歳以上のすべての人を対象として、介護予防と日常生活の自立を支援するために市町村が実施する事業です。長浜市の総合事業の主な内容は以下のとおりです。

種 類	名 称	内 容	対象者
介護予防・生活支援サービス	訪問サービス	総合事業訪問介護	・ 要支援 1 の方 ・ 要支援 2 の方 ・ 事業対象者（※） ※地域包括支援センターに相談し、「基本チェックリスト」によって生活機能の低下が確認された方
		生活支援型訪問サービス（訪問サービス A）	
		集中支援型訪問サービス（訪問サービス C）	
	通所サービス	総合事業通所介護	
		活動支援型通所サービス（通所サービス A）	
		集中支援型通所サービス（通所サービス C）	
一般介護予防事業	介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、地域リハビリテーション活動支援事業など		65 歳以上の方全員

2. 介護予防・生活支援サービス

（1）訪問サービス

ア 総合事業訪問介護



ア) サービスの概要

訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問し、身体介護（食事や入浴、排せつの介助等）、生活援助（掃除、洗濯、調理、買物支援等）を行い、利用者の生活機能の維持・向上を目指します。

※同居の世帯員がいる場合、原則、生活援助は利用できません。

イ) 利用回数

- ・ 要支援 1、事業対象者 週 1 回程度
- ・ 要支援 2 週 2 回程度

ウ) 利用者負担（1 月当たりの目安）

利用頻度	1 割負担の方	2 割負担の方	3 割負担の方
週 1 回程度	1,201 円	2,402 円	3,603 円
週 2 回程度	2,398 円	4,797 円	7,195 円
週 2 回超	3,806 円	7,611 円	11,416 円



イ 生活支援型訪問サービス（訪問サービス A）

ア) サービスの概要

生活支援員（ヘルパー、市の研修を修了した支援員等）が居宅を訪問し、日常生活に必要な家事等（掃除、洗濯、調理、買物支援等）の生活支援を行い、利用者の生活機能の維持・向上を目指します。 ※同居の世帯員がいる場合、原則として利用できません。

イ) 利用回数 週 2 時間まで（30 分ずつ週 4 回、1 時間ずつ週 2 回、2 時間まとめて週 1 回 等）

ウ) 利用者負担（1 月当たりの目安）

利用頻度	2 割負担（利用者全員）
週に 1 回 30 分利用	576 円
週に 1 回 1 時間利用	1,056 円
週に 1 回 1 時間 30 分利用	1,536 円
週に 1 回 2 時間利用	2,016 円



ウ 集中支援型訪問サービス（訪問サービス C）

ア) サービスの概要

サービス	内 容
元気アップ訪問（運動機能向上）	リハビリ専門職（理学療法士、作業療法士）が居宅を訪問し、運動機能向上に向けた機能回復訓練等の指導を行います。
元気アップ訪問（栄養改善）	管理栄養士等が居宅を訪問し、栄養バランスを考えた食事計画などの栄養食事指導を行います。
元気アップ訪問（口腔機能向上）	歯科衛生士等が居宅を訪問し、口内の清潔保持や入れ歯の手入などの口腔衛生指導を行います。

イ) 利用回数

3 か月間で最大 8 回。（頻度：週 1 回から隔週 1 回。1 回当たり：40 分程度。）

ウ) 利用者負担 1 回 200 円（利用者全員。実費相当額。）

(2) 通所サービス

ア 総合事業通所介護



ア) サービスの概要

通所介護施設（デイサービスセンター）で、食事、入浴や生活機能の維持・向上のための機能訓練やレクリエーションなどのサービスを日帰りで受けられます。

イ) 利用回数

- ・ 要支援 1、事業対象者 週 1 回程度
- ・ 要支援 2 週 2 回程度

ウ) 利用者負担（1 月当たりの目安）

利用頻度	1 割負担の方	2 割負担の方	3 割負担の方
週 1 回程度	1,696 円	3,391 円	5,087 円
週 2 回程度	3,476 円	6,952 円	10,428 円

※食費等は別途自己負担となります。

イ 活動支援型通所サービス（通所サービス A）

ア) サービスの概要

通所介護施設（デイサービスセンター）などで、レクリエーション、運動プログラム、会食、脳トレニングなどを行い、高齢者の閉じこもり予防や自立を支援します。

イ) 利用回数

- ・ 要支援 1、事業対象者 週 1 回まで
- ・ 要支援 2 週 2 回まで

ウ) 利用者負担（1 月当たりの目安）

	1 割負担の方		2 割負担の方	
	送迎あり	送迎なし	送迎あり	送迎なし
週 1 回程度利用（半日(2～6 時間)）	1,344 円	1,184 円	2,688 円	2,368 円
週 1 回程度利用（全日(6 時間超)）	1,424 円	1,264 円	2,848 円	2,528 円
週 2 回程度利用（半日(2～6 時間)）	2,688 円	2,368 円	5,376 円	4,736 円
週 2 回程度利用（全日(6 時間超)）	2,848 円	2,528 円	5,696 円	5,056 円

ウ 集中支援型通所サービス（通所サービス C。「元気アップ通所」（運動機能向上）。）

ア）サービスの概要

通所介護施設（デイサービスセンター）や接骨院等の事業所内で、運動機能の低下予防・向上を図るため、短期集中的なトレーニング・運動（ストレッチ、有酸素運動、簡易な機器使用等）を行います。

イ）利用回数 週 2 回で 3 か月程度（全 28 回）。1 回当たり 90 分。

ウ）利用者負担（1 月当たりの目安）

	1 割負担（利用者全員）
送迎あり	2,400 円
送迎なし	2,120 円

2. 一般介護予防事業

65 歳以上のすべての高齢者を対象に、出前講座や転倒予防教室、リハビリ専門職等による活動支援などを実施します。

（1）介護予防普及啓発事業

介護予防活動の普及・啓発を行うため、老人クラブ・自治会など市内の活動団体等へ「介護予防出前講座」として、お話や指導におうかがいします。

【テーマ】

「転ばないからだづくりのために」 「食べ方の工夫で今日からいきいきと」 「お口の元気はからだの元気 口からはじまる介護予防」 「生活習慣病予防」 「認知症予防」 等

（2）地域介護予防活動支援事業

住民主体で行われる介護予防活動の育成・支援を行います。

①「転倒予防教室」を開催します。

②地域の様々な通いの場や転倒予防自主グループを支援します。（補助金制度もあります。）

③介護予防サポーターが地域で介護予防活動を積極的に展開するとともに、その機会を増やすため、地域の多様な活動団体との連携や支援を行います。



（3）地域リハビリテーション活動支援事業

転倒予防自主グループなど住民主体の通いの場への活動に対し、リハビリテーション専門職等を派遣し、助言や支援を行います。

